

# 洗濯（クリーニング）施設を計画する事業者の方へ

## 1. 洗濯（クリーニング）施設について

洗濯施設を有する事業場の事業者は『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』に基づく工場の認可申請または指定作業場の届出が必要です。

環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当 (5744-1369)に相談して下さい。

また、建築基準法により工場の規模に制限がかかる場合があります。

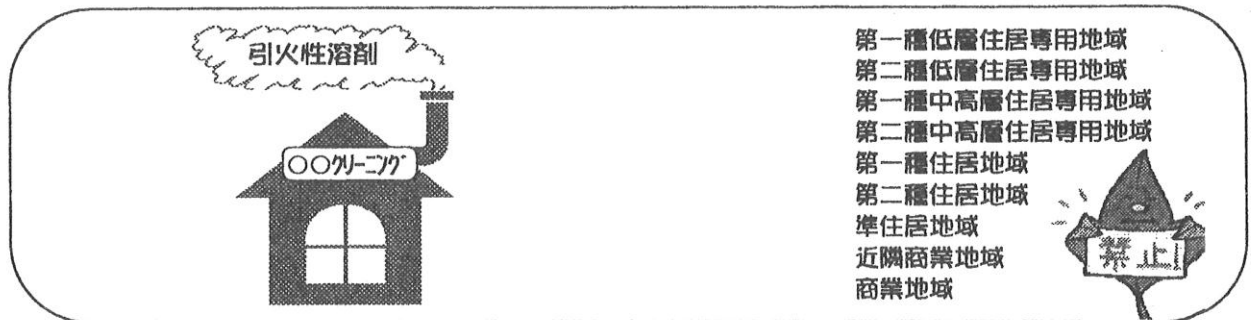
まちづくり推進部建築審査課 (TEL5744-1388・1392)に相談して下さい。

## 2. ドライクリーニングの溶剤について

### (1) 引火性溶剤に関する規制

引火性溶剤を用いるドライクリーニングは建築基準法により、以下の地域ではできません。

まちづくり推進部建築審査課 (TEL5744-1388・1392)に相談して下さい。



### (2) テトラクロロエチレンに関する規制

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、学校又は病院の敷地の周囲百メートルではテトラクロロエチレンを用いるドライクリーニングは原則できません。

環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当 (5744-1369)に相談して下さい。

